



令和8年度第1回 札幌市救急業務検討委員会 「救急現場における DNAR対応」検討部会

令和8年8月3日(月曜日)18時30分から
札幌市役所12階会議室4号、5号

次第



1. パブリックコメントの実施結果について
2. 最終報告書について
3. その他（今後のスケジュール）

次第

1. パブリックコメントの実施結果について
2. 最終報告書について
3. その他（今後のスケジュールについて）

パブリックコメントの実施結果について

- 実施期間
令和8年5月25日から令和8年6月23日までの30日間
- 提出者数及びご意見数
2人から3件のご意見が寄せられました
- 素案からの修正点
なし
- 「ご意見の概要と札幌市の考え」
令和8年8月下旬公開予定（市ホームページ他）

寄せられたご意見①「表題」に関するご意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
「新たな対応・手順」という平易な表題の方が、良かったのではないかと。市民には、わかり易い表現の方が親切です。	市民の皆様への分かりやすさは大変重要であると認識しております。今後の広報や周知活動等におきましては、いただいたご意見も参考に、市民の皆様にとってより平易で分かりやすい表現となるよう努めてまいります。

5

寄せられたご意見②「プロトコルの対象」に関するご意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
現在、大きな病気もなく、かかりつけ医もない場合でも、 ①心肺停止傷病者であること ②本人が「リビングウィルの写し」や「尊厳死協会の会員証」等を常時携帯し、心肺停止時に心肺蘇生を望まない意思表示をしていること ③当該「リビングウィルの原本」を所持する法人（尊厳死協会等）および市内の協力医師と連絡がとれること 以上3点を満たす場合も対象としてほしい。	いただいたご意見の「ご本人の意思を最大限に尊重したい」という思いは、新ルールの目的と一致するものです。しかしながら、本ルールは「人生の最終段階」にあり、ご自宅や施設等で「医療・ケアを受けている」方を対象としています。現在大きな病気がなく、かかりつけ医もいらない場合は、本ルールの対象とすることはできません。これは、救急隊の使命が「救命」であるため、事前の書面があるというだけで独自の判断で処置を中止することはできず、現在の状況が想定された「人生の最終段階」にあるか等について、医学的な判断が必要となるためです。 加えて、ご提案いただいた尊厳死協会の協力医師は、主にリビングウィル作成に向けた助言等を行ってくださるお立場であり、救急現場において蘇生中止の指示を行うことは想定されておりません。（協力医師がかかりつけ医である場合は、この限りではありません。） ご自宅等での看取りへつなぐためには、平時からかかりつけ医を持ち、ご自身の希望を共有しておくことが不可欠となります。

6

寄せられたご意見③「プロトコルの対象」に関するご意見

ご意見の概要	札幌市の考え方
疾病通院加療中の傷病者本人からの119番通報に対応する際、傷病者本人が予め用意してあったDNAR指示書（書面）を搬送前に本人から提示された場合は、傷病者搬送中の心肺停止への救急隊CPRと、搬送後の医療機関CPRは、傷病者本人によるDNAR指示書（書面）に添っての対応を要望します。 なお、傷病者とかかりつけ医とのCPRに関する相談前であっても、傷病者本人の意思（DNAR指示書）が最優先で尊重されるべきと考えます。 かかりつけ医は、傷病者本人のCPRへの要望を、医療者としてどのような場面でも尊重します。従って、今後の救急現場での傷病者への救急隊の対応は、傷病者本人のDNAR指示書（書面）を絶えず優先する考え方が、救急現場に根付くことが求められます。	心肺停止以外の傷病者の対応については、本プロトコルの対象外とさせていただきます。また、ご本人からの119番通報を受けた場合は、救命に向けた活動を望んでいると受け止め活動させていただきます。 ただし、DNAR指示書の提示があった場合には、その指示書作成に携わったかかりつけ医に連絡をするなどして、傷病者の状況を共有し対応いたします。また、DNAR指示書の作成にかかりつけ医が携わっていない場合（例：DNAR指示書ではなく、リビングウィルに関する書類など）は、事前の申し出があっても、搬送途中に心肺停止となった場合は救急隊独自の判断で処置を控えることはできず、従前の救急活動（心肺蘇生）を行います。ただし、お申し出内容は医療機関へ確実に引き継ぎます。 なお、医療機関到着後の対応は、担当医師の医学的判断やご家族等との話し合いに基づき決定されます。 ご自宅等での看取りへつなぐためには、平時からかかりつけ医を持ち、ご自身の希望を共有しておくことが不可欠となります。

7

次第

1. パブリックコメントの実施結果について
2. 最終報告書について
3. その他（今後のスケジュールについて）

8

最終報告案(本編)＜データ更新＞

資料8ページ抜粋

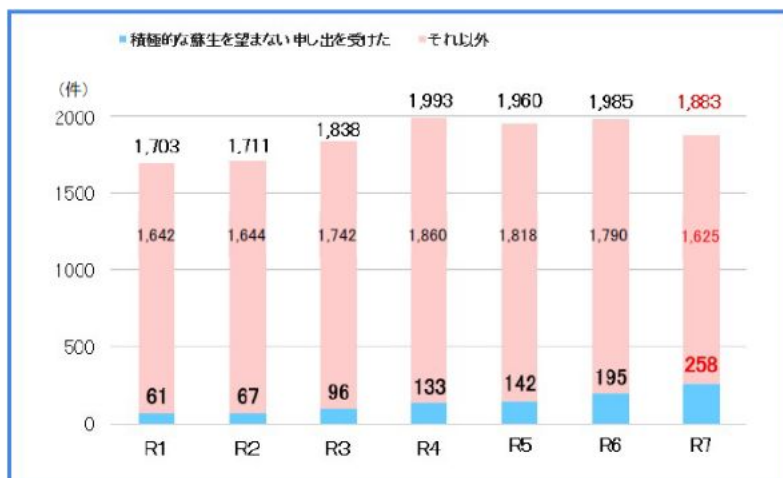


図5：医療機関に搬送した心肺停止傷病者の推移

9

最終報告案(本編)＜語句修正＞

資料14ページ抜粋

3 関連用語について

(1) アドバンス・ケア・プランニング（ACP：通称「人生会議」）

本人を主体に、将来の医療及びケアについて、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組み。

「地域包括ケアシステム」の中で、かかりつけ医を中心とする多職種協働により、地域を支える体制が必要とされている。

(2) DNR（Do Not Attempt Resuscitation）

患者本人または患者の意思を推定できる者の意思決定に沿い、心停止の際に心肺蘇生法（CPR）を行わないこと

(3) DNR指示

患者本人または患者の意思を推定できる者によるDNRという意思決定に沿って医師が出す指示

10

最終報告案(本編)＜データ更新＞

資料21ページ抜粋



図2：救急現場に医師が往診したもの

11

最終報告案(本編)＜語句修正・確認書交付の範囲＞

資料22ページ抜粋

キ 家族等・関係者への引継ぎ

～ 省略 ～

また、引継ぎ時のトラブルを回避するため、「確認書」（項目2(3)を参照）を作成・運用することとした。これは、傷病者本人の意思を尊重した対応をすることから、不搬送処理というよりも、救急隊と医師、家族等・関係者の間で確認をした証書として「確認書」とし、救急隊が医師からの心肺蘇生処置の中止指示を受けた事実や、家族等が医師の到着まで付き添うことに同意した旨が記録され、家族等の署名を得た上で、**求めに応じて**写しを交付するものとした。

～ 省略 ～

(オ) ~~確認書のは、その場の求めに応じて~~写しを交付すること

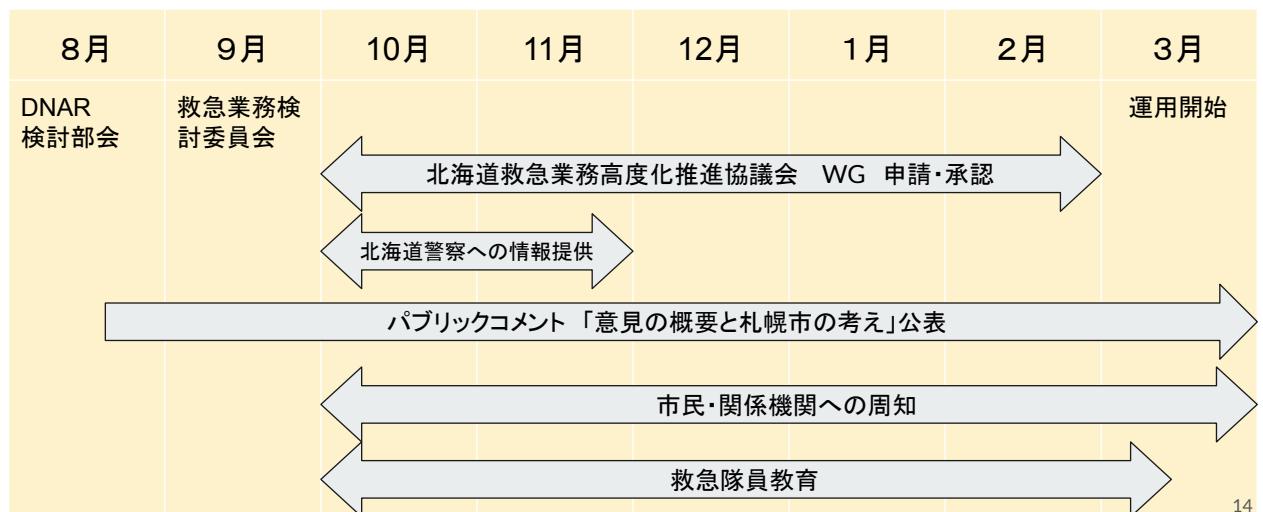
12

次第

1. パブリックコメントの実施結果について
2. 最終報告書について
3. その他（今後のスケジュールについて）

13

今後のスケジュール



14